# 尾道市 障害福祉サービス ガイドスック



2025年(令和7年)10月

尾道市

しょうがい ふ く し

りよう

## 障害福祉サービスの利用のしかた

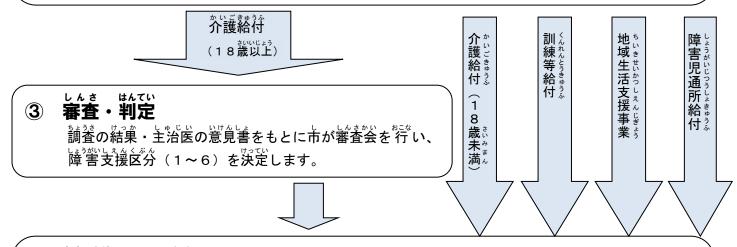
## **1** 相談

サービスを使いたい場合は、「はな・はな」(P7)に相談し、「使いたいサービス」「計画相談」などについて「緒に対し、オースます。



#### しんせい ちょうさ **② 申請・調査**

- 1) 市役所窓口(P7) に申請します。(持って行くものについては、事前に確認してください)
- 2) 聞き取り調査をします。
  - (18歳以上)認定調査員が、あなたの現在の生活や障害の状況について聞き取りをします。
  - (18歳未満) 市の申請窓口で、保護者の方に聞き取りをします。



## 4 支給決定・通知

- (1) 計画相談支援・障害児相談支援事業所があなたの希望などを取り入れた「サービス利用計画繁を作り、市に提出。します。
- (2) 市が支給量などを決定し、受給者証をあなたの自宅に送付します。
  - \*受給者証は、サービスを利用するために必要です。大切に保管してください。



## 5 事業所と契約

サービスを利用する事業所と契約をします。



#### ⑥ サービスの利用開始

サービスを利用し、事業所に利用料を支払います。(利用料の金額については、P6をご確認ください)

## しょうがいふくし しゅるい おもな障害福祉サービスの種類

<sup>かいごきゅうふ</sup> **介護給付** 



	4.	411. L2	
	サービス名	サービス内容	
はたく がいようじ	またくかいご 居宅介護 (ホームヘル プ)	しんたいかいご じたく にゅうよく はい しょくじ かいご おこな 【身体介護】自宅で、入浴・排せつ・食事の介護などを 行います。 か じえんじょ ちょうり せんたく そうじ か じえんじょ おこな 【家事援助】調理・洗濯・掃除などの家事援助を 行います。 つういんかいじょ つういんさき こうてききかん かいじょ おこな 【通院介助】通院先や公的機関での介助を 行います。	
	どうこうえんご 同行援護	しゅうど しかくしょうがい いどう こんなん ひと がいしゅつ じ どうこう ひつよう しえん おこな 重度の視覚障害により移動が困難な人に、外出時に同行して必要な支援を行います。	
<b>の</b> 支援	こうどうえんご 行動援護	しょうがい こうどうじょういちじる こんなん ひと がいしゅつ じ およ がいしゅつぜんご い どう し えん 障害により、行動上 著 しい困難がある人に、外 出時及び外出前後の移動の支援 おこな 行います。	
	じゅうどほうもん 重度訪問 かいご 介護	じゅうど したいふじゅう ちてきしょうがい せいしんしょうがい つね かいご ひつよう ひと じたく 重度の肢体不自由・知的障害・精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅 にゅうよく はい しょくじ かいご がいしゅつ いどうしえん おこな での入浴・排せつ・食事の介護・外出における移動支援などを行います。	
泊 <sup>と</sup> ま る	たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステ イ)	かいごしゃ ほごしゃ びょうき ばあい たんきかんりょう しせつ にゅうよく はい しょくじ 介護者(保護者)が病気の場合などに、短期間利用できる施設で入浴・排せつ・食事 がいご おこな の介護などを行います。	
日中活動	りょうようかいご 療養介護	いりょう じょうじかいこ ひつよう ひと いりょうきかん おこな きのうくんれん りょうようじょう 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で行われる機能訓練・療養上の かんり かんご かいご おこな 管理・看護・介護などを行います。	
<b>動</b> う	生活介護	つね かいご ひつよう ひと おも ひるま しせつ にゅうよく はい しょくじ 常に介護を必要とする人に、主に昼間において、施設などで入浴・排せつ・食事のかいこ およ そうさくてきかつどう また せいさんかつどう きかい ていきょう おこな 介護など及び創作的活動、又は生産活動の機会の提供を行います。	
住 <sup>す</sup> む	しせっにゅうしょ 施設入所 しぇん 支援	しせっ にゅうしょ ひと やかん きゅうじつ おこな にゅうよく はい しょくじ かいご 施設に入所する人に、夜間や休日において行われる入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	

#### くんれんとうきゅうふ

#### 訓練等給付

	サービス名	サービス内容
訓え	じりっくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	しんたいしょうがい ひと たい いっていきかん しんたいきのうまた せいかつのうりょく い じ こうじょう 身体障害のある人に対し、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上の ひつよう くんれん た えんじょ おこな ために必要な訓練、その他の援助を行います。
<b>練</b> *.	じりっくんれん せいかつくんれん 自立訓練(生活訓練)	ちてき せいしんしょうがい ひと たい いっていきかん にゅうよく はい およ せいかつ いとな 知的・精神障害のある人に対し、一定期間、入浴・排せつ及び生活を営むた ひつょう くんれん た えんじょ おこな めに必要な訓練、その他の援助を行います。
仕し	にゅうろうせんたくしぇん 就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるように、就労アセスメントの手法 を活用して本人の希望、就労能力や適性に合った選択の支援を行います。
	Lゅうろういこうしぇん 就労移行支援	いっぱんきぎょうとう しゅうろう きほう ひと いっていきかん しゅうろう ひつよう ちしきおよ のう 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能 りょく こうじょう ひっよう くんれん おこな 力の向上のために必要な訓練を行います。
	Lゅうろうけいぞくしぇ ん がた 就労継続支援A型	いっぱんきぎょう しゅうろう こんなん ひと こょう しゅうろう きかい ていきょう ちしきおよ 一般企業での就労が困難な人を雇用して、就労の機会を提供し、知識及び のうりょくこうじょう いっよう くんれん おこな 能力向上のために必要な訓練を行います。
事。	Lゅうろうけいぞくしぇ ん がた 就労継続支援B型	いっぱんきぎょう しゅうろう こんなん ひと しゅうろう きかい ていきょう せいさんかつどう た 一般企業での就労が困難な人に、就労の機会を提供し、生産活動その他の かつどう きかい つう ちしきおよ のうりょく こうじょう ひつよう くんれん おこな 活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
住 <sup>す</sup> む	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	ゃかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ にゅうよく はい しょくじ かいご おこな 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事の介護などを行い ます。
支ぃ	じりっせいかつえんじょ 自立生活援助	にようがいしゃしえんしせっとう ちいき ひとりぐ いこう ひと りかいりょく せいかつりょく で害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した人で、理解力や生活力など ふあん ぱあい いっていきかんしえん おこな 等に不安がある場合、一定期間支援を行います。
援え	しゅうろうていちゃくしぇん 就労定着支援	しゅうろういこうしょんとう りょう いっぱんしゅうろう ひと しゅうろう とばな がまらく へか

ち い きせいかつし え んじぎょう

#### 地域生活支援事業

	サービス名	サービス内容
がいしゅつ 外出 支援	<sup>いどうしえん</sup> 移動支援	はくがい いどう こんなん ひと じりつせいかつおよ しゃかいさん か がいしゅつしえ ん 屋外での移動が困難な人に、自立生活及び社会参加のための外 出支援を おこな 行います。
につちゅう 日中 かつ どう <b>活動</b>	にっちゅういち じしぇ ん 日中一時支援	にっちゅう みまも とう ひっよう ひと にっちゅうかつどう ば ていきょう 日中の見守り等が必要な人に、日中活動の場を提供します。
で うい が で は で は で が にゅうい な で は で は で は で まま が まま が まま が まま かっぱ	じゅうどしょうがいしゃにゅういん じ 重度障害者入院時 コミュニケーション <sup>しえん</sup> 支援	いしゃつう こんなん じゅうどしょうがい ひと いりょうきかん にゅういん とき

#### しょうがいじつうしょし え ん

#### 障害児通所支援



	サービス名	サービス内容
未就学	じどうはったつしぇ ル 児童発達支援	にちじょうせいかつ きほんどうさ ちしきぎのう しゅうとく しゅうだんせいかつ てきおう 日常生活での基本動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できる てきせつ こうかてき しどう くんれん おこな よう適切で効果的な指導や訓練を行います。 じょうはったっしえん また、それにあわせて児童発達支援センターにおいて、肢体不自由 のある児童に治療を行います。
就学後	ゅうかごとう 放課後等デイサービス	に、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
児どう	ほいくしょとうほうもんしぇ ん 保育所等訪問支援	ほいくしょ ようちぇん しょうがっこうとう ほうもん しゅうだんせいかつ てきおう 保育所・幼稚園・小学校等に訪問し、集団生活に適応するための せんもんてき しぇん おこな 専門的な支援を行います。
訪問支援	**たくほうもんがたじ どうはったつ 居宅訪問型児童発達 <sup>しえ</sup> 後 支援	じゅうどしんしんしょうがい じゅうど しょうがい じどう じどうはったつしえんとう 重度心身障害など重度の障害のある児童で、児童発達支援等の はっかいしゅう いちじる こんなん ぱぁい 障害児通所支援を受けるために外出することが 著しく困難な場合、きょたく ほうもん にちじょうせいかつ きほんてき どうさ しどう しえん おこな 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導など支援を行います。

#### そうだんし えん

#### 相談支援

サービス名	サービス内容
けいかくそうだんしぇ ん計画相談支援	りょう まべ ひと たいしょう とうりょうけいがく さくせい サービスを利用する全ての人を対象に、サービス等利用計画を作成 じっし しょん おこな し、その後も定期的にモニタリングを実施して、支援を 行います。
しょうがいじそうだんし えん 障害児相談支援	しょうがいじつうしょしえん りょう じどう たい つうしょ 障害児通所支援サービスを利用する児童に対し、通所サービス りょう かか りょうけいがく さくせい しえん おこな 利用に係る利用計画を作成して支援を行います。
まいまいこうしぇ ん 地域移行支援	このうしょ にゅういん せいしんしょうがい ひと じゅうきょ かくほ ちいきせいかつ 入所・入院している精神障害のある人に、住居の確保や地域生活にいこう しぇん おこな 移行するための支援を行います。
まいきていちゃくしえん 地域定着支援	じたく たんしん せいかつ しょうがい ひと たい じょうじれんらくたいせい 自宅において、単身で生活する障害のある人に対し、常時連絡体制をかくほ きんきゅうじ そうだん しぇん おこな 確保し、緊急時の相談などの支援を行います。

## サービス利用時の利用者負担

サービスを利用した場合は、負担能力に応じた費用を負担していただきます。

#### 所得を判断するときの世帯の範囲

しゅべっ <b>種別</b>	世帯の範囲
まいいじょう しょうがい ひと しせっ にゅうしょ さい のぞ 18歳以上の障害のある人(施設に入所する18, 19歳を除く)	しょうがい ひと はいぐうしゃ 障害のある人とその配偶者
しょうがい じどう しせっ にゅうしょ さい ふく 障害のある児童(施設に入所する18, 19歳を含む)	ほごしゃ ぞく じゅうみんきほんだいちょう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

## しょうがい ひと りょうしゃ 障害のある人の利用者

区分	世帯の収入状況	ふたんじょうげんげつがく <b>負担上限月額</b>
せいかっ ほ ご <b>生活保護</b>	せいかつ ほ こ じゅきゅうせ たい 生活保護受給世帯	o円
低所得	しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	o鬥
いっぱん 一般1	しみんぜいかぜいせたい しょとくわり まんえんみまん 市民税課税世帯【所得割16万円未満】 にゅうしょしせつりょうしゃ さいいじょう ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます。	9, 300円
いっぱん 一般2	じょうきいがい 上記以外	37, 200円

### しょうがい じどう りょうしゃ **障害のある児童の利用者**

区分	世帯の収入状況		ふたんじょうげんげつがく <b>負担上限月額</b>
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゅきゅうせ たい 生活保護受給世帯		o円
ていしょとく <b>低所得</b>	しみんぜいひか ぜいせたい 市民税非課税世帯		o門
າງເປັດ 一般1	しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4, 600円
一般1 	【所得割28万円未満】	入所施設利用の場合	9, 300円
ಗ್ರಾಜ್ಯ 一般2	じょうきいがい 上記以外		37, 200円

※次に掲げる児童の障害児通所給付(児童発達支援等)については、無償化(国の制度)の対象となっています。

〇対象児童:3歳から5歳児(保育所や幼稚園等に入所(園)していれば、年少から年長にあたる児童) 期間:満3歳になって初めての4月1日から3年間

- しょうがいじつうしょしえん ほいくしょとうほうもんしえん のぞ ※障害児通所支援(保育所等訪問支援を除く)については、次のとおり尾道市独自の助成があります。
- 〇0歳から 2歳児 ①幼稚園・保育所などと療育機関の並行通園の場合、全額助成(一部条件あり)
  - りょういくきかん りょう ばあい はんがくじょせい ②療育機関のみ利用の場合、半額助成
- しゅうがくご はんがくじょせい 〇就学後 半額助成



## サービスを使いたい場合の相談は

## まのみち ししょうがいしゃ 尾道市障害者サポートセンター はな・はな

住 所:〒722-0017 尾道市門田町22-5

TEL: 0848-29-5002 FAX: 0848-29-5003

E-mail: hana-hana@mx32.tiki.ne.jp ラけつけじかん げつよう きんよう 受付時間:月曜~金曜の9:00~17:30

\*土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始はお休みです。

#### いんのしませ と だ はな・はな因島瀬戸田センター

「住」所: 〒722-2324 尾道市因 島田熊 町 1315-1

TEL: 0845-23-7020 FAX: 0845-23-7030

E — m a i I : hana-inse@wakaba-innoshima.com 受付時間:月曜~金曜の9:00~17:30

\*土曜・日曜・祝日・お盆・年末年始はお休みです。

## しんせいまどぐち と あ さき 申請窓口・お問い合わせ先





鬼道市役所社会福祉課障害福祉係	0848-38-9124
いんのしまそうごうし しょいんのしまふく しかふくしかかり 因島総合支所因島福祉課福祉係	0845-26-6209
御調保健福祉センター	0848-76-2235
<b>向島支所</b> しまおこし課	0848-44-0111
兼とだししまじゅうみんか くしか 瀬戸田支所住民福祉課	0845-27-2211